

地方公共団体においては、人材不足等のため、経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、取組が遅れている団体もあるところ 地方公共団体の経営・財務マネジメントの強化を図るため、**総務省と地方公共団体金融機構の共同事業**として、**団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

- ・ 令和5年度から支援内容に「地方公共団体のDX」が追加され、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る支援を受けることが可能になった。
- ・ アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、**地方公共団体金融機構が負担**（自治体に財政負担のない形での支援）
- ・ 標準化・共通化に係る支援が可能なアドバイザーは102人（令和6年5月時点）

【市町村向け】

派遣1回につき、2時間以上
原則年5回まで利用可能

①課題対応アドバイス事業

- 標準化、マイナンバーカードの普及を契機として、業務の効率化や住民の利便性向上に取り組む市区町村に対して、**手挙げ型の支援**を実施

②課題達成支援事業

- 各支援分野において、知識・ノウハウが不足するために**課題を抱える団体に対して**、技術的・専門的な支援を行うためにアドバイザーを派遣
- 地方公共団体が標準準拠システムに円滑かつ安全に移行出来るよう、**移行の進捗に課題を抱えている団体に対するプッシュ型の支援**を実施

【具体例】

小規模団体等を中心に移行計画の作成やFit&GAP（※）の実施等、標準システム導入に当たっての技術的・専門的な支援
（※）導入システムと業務プロセスで必要な機能が合致しているか分析する作業

【都道府県向け】

派遣1回につき原則2時間以上、
年10回まで利用可能

③啓発・研修事業

- 都道府県が市区町村等の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、当該都道府県の研修会・相談会の講師としてアドバイザーを派遣